

## 国際法と日本領土の問題 (上)



ラウル (ピート) ・ペドロゾ\*  
(米国海軍大学校  
ストックトン・センター学外研究員)

### 目次

#### はじめに

- 1 北方領土 (ロシア名: 南クリル諸島)  
— 日本対ロシア連邦
- 2 竹島 (韓国名: 独島) — 日本対韓国  
(以上、本号)

- 3 尖閣諸島 (中国名: 釣魚島) — 日本対中国 (以下、次号)

#### おわりに

#### はじめに

1945年9月2日、東京湾に係留された米戦艦ミズーリ (BB-63) 上で日本が連合軍に正式に降伏し<sup>1</sup>、第2次世界大戦が終了した<sup>2</sup>。その後7年間、米国は連合軍最高司令官であるマッカーサー元帥の下で日本を占領し、平和的な民主主義国家<sup>3</sup>を建設するために、軍事・政治・経済・社会の各方面において広範な改革を実施した。米国以外の主要国は、連合国対日理事会を通じて日本の占領について助言を行ったが、全ての事項に関する最終的な決定権はマッカーサー元帥が握っていた<sup>4</sup>。

\* ペドロゾ氏は元米海軍大佐で現 Defense POW/MIA Accounting Agency 副相談役。米海軍の国際法研究機関であるストックトン・センターでかつて国際法教授を務め、現在は同センターの学外研究員。海軍時代は法務部や太平洋軍に所属したほか、政策担当国防次官の特別補佐官など数々の要職に就いた。なお、この論文で述べられている内容は、米国政府、国防総省、海軍省ならびに海軍大学校の見解を反映したものではない。

1 天皇が国民に降伏を發表したのは1945年8月15日。  
2 降伏文書 (1945年9月2日) 参照。 [https://www.archives.gov/exhibits/featured\\_documents/japanese\\_surrender\\_document/](https://www.archives.gov/exhibits/featured_documents/japanese_surrender_document/)  
3 *Occupation and Reconstruction of Japan 1945-52*, 米国国務省歴史課 <https://history.state.gov/milestones/1945-1952/japan-reconstruction> (最終アクセス日: 2016年1月15日)。  
4 上記注1 *Occupation and Reconstruction of Japan 1945-52* 参照。

終戦から5年が経過した1950年9月、トルーマン米大統領は、連合国と日本との間で平和条約を締結するために、ダレス国務長官に他国政府と協議を開始するよう指示した<sup>5</sup>。1年にわたる交渉の末、1951年9月4日、50か国以上がサンフランシスコに集まって話し合いを行い、条約がまとめられた。中国と台湾、韓国と北朝鮮は、この講和会議に招請されなかった<sup>6</sup>。4日後の9月8日、48か国が日本との平和条約 (サンフランシスコ平和条約) に署名して日本と連合国との間の戦争状態が正式に終結し、日本は主権を回復した<sup>7</sup>。ソ連、ポーランド、ユーゴスラビアは、講和会議に参加したものの条約に署名せず<sup>8</sup>、台湾とインドは、それぞれ1952年4月と1952年6月に個別に日本との平和条約を締結した。ソ連は1956年に日ソ共同宣言に署名して日本との戦争状態を集結させ、外交関係を回復している<sup>9</sup>。

サンフランシスコ平和条約の第2条および第3条には、日本が「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」、「台湾及び澎湖諸島」、「千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島」に対する「すべての権利、権原及び請求権を放棄する」ことが明記され<sup>10</sup>、主要な領土問題に対する解決策が示された。また「南西諸島 (琉球諸島及び大東諸島を含む)」と「南方諸島 (小笠原群島、西之島及び火山列島を含む) 並びに沖の鳥島及び南鳥島」を米国の信託統治下に置くことも定められた<sup>11</sup>。

5 Harry S. Truman, President, Address in San Francisco at the Opening of the Conference on the Japanese Peace Treaty, PUBLIC PAPERS OF THE PRESIDENTS (1951年9月4日) <https://trumanlibrary.org/publicpapers/index.php?pid=432&st=&st1=>

6 このほか、イタリア、ミャンマー (ビルマ)、インド、ユーゴスラビアは招請されないか、招請されたが講和会議に参加しなかった。C. Peter Chen, *San Francisco Peace Conference, WORLD WAR II DATABASE*, [http://ww2db.com/battle\\_spec.php?battle\\_id=316](http://ww2db.com/battle_spec.php?battle_id=316) (最終アクセス日: 2016年1月15日)。John Price, *A Just Peace? The 1951 San Francisco Peace Treaty in Historical Perspective*, Japan Policy Research Institute, JPRI Working Paper No. 78, 2001 <http://www.jpri.org/publications/workingpapers/wp78.html>

7 サンフランシスコ平和条約第1条 (a) および (b)。1951年9月8日署名、1952年4月28日発効 (3 U.S.T. 3169, 136 U.N.T.S. 45)。

8 前出注6, C. Peter Chen, *San Francisco Peace Conference* 参照。

9 John Dower, "The San Francisco System: Past, Present, Future in U.S.-Japan-China Relations," *ASIA-PACIFIC JOURNAL* (2014年2月24日) [http://japanfocus.org/-John\\_W\\_-Dower/4079](http://japanfocus.org/-John_W_-Dower/4079)

10 サンフランシスコ平和条約第2条 (a) ~ (c)。

11 第3条に「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島 (琉球諸島及び大東諸島を含む) 婦婦岩

しかし同条約では、日本が権利、権原および請求権を放棄した領土について、日本に替わる帰属先が示されていない。つまり、今日のアジア太平洋地域において特に対立が深刻な5つの領土の問題—うち日本は北方領土（ロシア名：南クリル諸島）、竹島（韓国名：独島）、尖閣諸島（中国名：釣魚島）の3つに関係している—は、サンフランシスコ平和条約に起因するのである<sup>12</sup>。

近年、これらの領土をめぐるのは、ナショナリズムの高まりと、海洋における生物資源および非生物資源への需要の増加を受けて、当事国間の対立が激化している。とりわけ、国連海洋法条約<sup>13</sup>に規定される排他的経済水域条項（沿岸から200海里（約370km）の範囲内で沿岸国が海洋開発の排他的管轄権を行使できることを明記した規定）が資源開発競争を過熱させ、長年くすぶり続けてきた領土の問題を再燃させるという、予期せぬ事態が生じている。

### 1 北方領土（ロシア名：南クリル諸島）—日本対ロシア連邦

日本とロシアの国境は、1855年に締結された日魯通好条約<sup>14</sup>において、択捉島（日本）とウルップ島（ロシア）の間であることが確認された。これにより、国境線以南にある択捉島、歯舞群島、国後島、色丹島の4島は日本の領土、国境以北にあるウルップ島をはじめとする全ての島々はロシアの領土となった。1875年、ロシアは、樺太千島交換条約で樺太全島を日本から譲り受けるのと引き換えに、カムチャツカ半島の南にあるシムシユ島からウルップ島に至る千島列島の全島を放棄した<sup>15</sup>。

の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」と定められている。

12 前出注9、John Dower, “The San Francisco System: Past, Present, Future in U.S.-Japan-China Relations” 参照。

13 国連海洋法条約第55条～第75条。1982年12月10日署名開放（1833 U.N.T.S. 39）。

14 1855年2月7日締結（112 Consol. T.S. 467）。外務省「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」（2001年3月1日、以下「共同作成資料集」）参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/1992.pdf>。

15 樺太千島交換条約（1875年5月7日締結、149 Consol. T.S. 179）第2款「全魯西亜国皇帝陛下ハ〔中略〕樺太島（即薩哈連島）ノ権理ヲ受シテ代トシテ〔中略〕「クリル」群島即チ第一「シムシユ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカナルシ」島第五「ラネコタン」島

1895年、日本とロシアは新たに日露通商航海条約<sup>16</sup>を締結して日魯通好条約を無効とし、樺太千島交換条約で定められた国境線を確認した。その後、1905年の日露戦争の終結に際して締結されたポーツマス条約で、ロシアは樺太の北緯50度以南を日本に譲渡した<sup>17</sup>。1925年、日本とソ連の外交関係が樹立されると、ソ連は、ポーツマス条約が引き続き有効であることを認めた<sup>18</sup>。

この状態は第2次世界大戦末期まで続いた。しかし1945年8月9日にソ連が日本に宣戦を布告して以降、事態は大きく変化する。日本がポツダム宣言を受諾した後の同年8月28日、ソ連は、北方領土（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島）を占領し、翌1946年2月2日には「ロシア共和国ハバロフスク地方の構成に入る南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部令」<sup>19</sup>を発令して、4島をソ連領に編入したのである。これに対し日本は、第2次大戦中および戦後に出された複数の文書を根拠に、ソ連／ロシアが北方領土の占領を続けるのは違法であると、今日に至るまで主張し続けている。

1941年の大西洋憲章（ソ連は1941年9月24日に参加<sup>20</sup>）において米国と英国は、連合国が「領土的其ノ他ノ増大」を求めず、「関係国民ノ自由二

第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「ジャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシナル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルボイ」並ニ「ブラット、チェルボエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東加地方「ラバツカ」岬ト「シムシユ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス（上記注14「共同作成資料集」参照）

16 日露通商航海条約（1895年6月8日締結）第18条「本條約ハ〔中略〕千八百五十五年〔中略〕締結ノ通好條約、〔中略〕千八百五十八年〔中略〕締結ノ修好通商條約、〔中略〕千八百六十七年十二月十一日締結ノ新定約書及之ニ附属スル一切ノ諸約定二代ハルヘキモノトス」。さらに付属宣言書には「〔中略〕條約第十八條ハ千八百七十五年四月二十五日（五月七日）日本國皇帝陛下ト全露西亜國皇帝陛下トノ間ニ締結セラレタル條約及同年八月十日（八月二十二日）東京ニ於テ調印セラレタル附録ニ關係ナキモノニシテ此ノ二種ハ〔中略〕効力ヲ有スルモノトス此ノ旨〔中略〕宣言ス」とある（前出注14「共同作成資料集」参照）

17 ポーツマス条約（1905年9月5日締結、199 Consol. T.S. 144）第9条「露西亜帝國政府ハ薩哈連島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ譲与ス其ノ譲与地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム」（前出注14「共同作成資料集」参照）

18 日本国及「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦との間の関係を律する基本的法則に関する条約（日ソ基本条約）、1925年1月20日締結。（前出注14「共同作成資料集」参照）

19 前出注14「共同作成資料集」参照。

20 大西洋憲章または英米共同宣言、1941年8月14日調印（55 Stat. 1600）。<http://avalon.law.yale.edu/wii/atlantic.asp>

表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコト」は望まないと明言した。1943年のカイロ宣言(ソ連は1945年8月8日に参加)においても、連合国は「自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ズ又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ」<sup>21</sup>と表明。日本に関しては「日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ〔中略〕日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコト」が連合国の目的であると述べたうえで、「日本国ハ又暴力及貪欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ」<sup>22</sup>とした。続く1945年2月のヤルタ協定で、ソ連は第2次大戦終結後に日本から「樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島」と「千島列島」の引き渡しを受けること<sup>23</sup>を条件として対日参戦に同意。同年7月に発表されたポツダム宣言(ソ連は8月8日に参加)では「『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等〔連合国〕ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」<sup>24</sup>と規定された。同宣言では「日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ」連合国軍が直ちに撤退する<sup>25</sup>ことも明記されている。

終戦から6年後の1951年、日本はサンフランシスコ平和条約により、千島列島とポーツマス条約第9条で獲得した樺太の一部および近接する諸島に対する全ての権利、権原および請求権を放棄した<sup>26</sup>。ただしサンフランシスコ平和条約では日本が放棄した領土の帰属先が定められておらず、領土の帰属問題の解決は「この条約ではなく国際機関」に委ねら

21 ルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、蒋介石・中華民國總統が北アフリカで開催した首脳会談を経て、1943年12月1日に発表された宣言(以下、カイロ宣言)。DEPARTMENT OF STATE BULLETIN (1943年) [https://archive.org/stream/departmentofstat91943unit\\_0#page/392/mode/2up](https://archive.org/stream/departmentofstat91943unit_0#page/392/mode/2up)

22 上記注21カイロ宣言参照。

23 米国、英国、ソ連の3首脳によるヤルタ会談(クリミア会議)を受け、1945年2月11日に発表された協定(以下、ヤルタ協定、59 Stat. 1823)。 <http://avalon.law.yale.edu/wyww/yalta.asp>

24 日本の降伏に関する確定条項の宣言(1945年7月26日発表、以下、ポツダム宣言)第8条。DEPARTMENT OF STATE BULLETIN (1945年7月29日) 137頁 <https://archive.org/stream/departmentofstat131945unit#page/136/mode/2up>

25 上記注15、ポツダム宣言第12条。

26 前出注7、サンフランシスコ平和条約第2条(c)。

れた<sup>27</sup>。なお、ソ連はサンフランシスコ平和条約に署名していないため、そもそも同条約上の権利を主張することはできない。

1955年6月から翌1956年10月にかけて、日本とソ連は平和条約締結に向けた個別交渉を行ったが、北方領土問題が原因で締結には至らなかった。しかし国交回復後に領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を継続することで合意<sup>28</sup>。同年、日ソ共同宣言<sup>29</sup>に署名して両国の戦争状態を終結させ、国交を回復した。同宣言の第9項には、日ソ両国が外交関係の回復後に平和条約締結交渉を継続すること、および平和条約締結後にソ連が歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことが明記された<sup>30</sup>。

ところが1960年に日本が米国との間で日米安全保障条約<sup>31</sup>を締結すると、ソ連は歯舞群島と色丹島の引き渡しについて、日本領土からの全外国軍隊の撤退を条件とすることを表明した<sup>32</sup>。日本は、日ソ共同宣言は二国間の国際的な合意でありソ連が一方的に変更することはできないと反論した<sup>33</sup>が、ソ連は全く聞き入れなかった。

27 サン・フランシスコ講和会議におけるダレス米国代表発言(1951年9月5日、以下、ダレス発言) <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19510905.S1E.html>

28 「日本国政府は、現在は、平和条約を締結することなく、日ソ関係の正常化に関し、モスクワにて交渉に入る用意がある次第であります。〔中略〕外交関係が再開せられた後といえども、日本国政府は、日ソ両国の関係が、領土問題をも含む正式の平和条約の基礎の下に、より確固たるものに発展することがきわめて望ましいものであると考える次第であります。〔中略〕日本国政府は、領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続せられるものと了解するものであります」(松本日本国政府全権委員からグロムイコ・ソヴィエト連邦第一外務次官にあてた書簡(1956年)。前出注14「共同作成資料集」参照) 「ソヴィエト政府は、〔中略〕日本国政府の見解を了承し、両国間の正常な外交関係が再開された後、領土問題をも含む平和条約締結に関する交渉を継続することに同意することを言明します。」(グロムイコ・ソヴィエト連邦第一外務次官から松本日本国全権委員にあてた書簡(1956年)、前出注14「共同作成資料集」参照)

29 正式名称は「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」(1956年10月19日) <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19561019.D1J.html>

30 「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。ソヴィエト社会主義共和国連邦は、〔中略〕歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。」(日ソ共同宣言第9項)

31 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」。(1960年1月19日署名。11 U.S.T. 1633, T.I.A.S. No. 4509, 33 U.N.T.S. 186)

32 「ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が日本によって締結せられ〔中略〕歯舞、および色丹諸島を日本に引き渡すというソ連政府の約束の実現を不可能とする新しい情勢が作り出されている。〔中略〕日本領土からの全外国軍隊の撤退およびソ日間平和条約の調印を条件としてのみ歯舞および色丹が一九五六年十月十九日付ソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろう」(ソ連政府の日本政府に対する覚書(1960年)、前出注14「共同作成資料集」参照)

33 「ソ連邦政府が〔中略〕日米両国間の新条約と歯舞群島および色丹島の引き渡し問題とを